〇国土交通省令第七十三号

及 施 行 び 地 再 に 域 伴 生 公 共 に 11 関 交 す 通 並 る び \mathcal{O} 法 活 に 関 律 性 等 係 化 \mathcal{O} 法 及 律 U 部 \mathcal{O} 再 を 生 規 改 定 に 正 に 関 す 基 す る づ る 法 き、 法 律 律 及 等 \mathcal{O} 施 U \mathcal{O} 行 関 部 に 係 伴 法 を う 律 改 玉 を 正 実 す 土 交 施 る 通 す 法 省 る 律 関 た 令 係 \Diamond 省 和 令 五 地 年 域 \mathcal{O} 整 公 法 備 共 律 等 交 第 12 通 + 関 \mathcal{O} 八 す 活 る 性 省 化 \mathcal{O}

令和五年九月二十二日

令

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

定

8

る

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 宮下 一郎

地 域 公 共 交 通 \mathcal{O} 活 性 化 及 び 再 生 に 関 す る 法 律 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 \mathcal{O} 施 行 に 伴 う 玉 土 交 通 省

関係省令の整備等に関する省令

地 域 公 共 交 涌 \mathcal{O} 活 性 化 及 U 再 生 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 \mathcal{O} ___ 部 改 正

第 条 地 域 公 共 交 通 \mathcal{O} 活 性 化 及 U 再 生 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 亚 成 + 九 年 玉 土 交 通 省 令 第 八 号)

の一部を次のように改正する。

応 正 次 後 \mathcal{O} し 7 欄 表 掲 に に げ 掲 ょ げ る り そ る 改 \mathcal{O} 規 標 定 正 記 \mathcal{O} 前 部 傍 欄 線 分 に に を 掲 付 げ る 重 L 傍 規 又 線 定 は を 破 \mathcal{O} 付 線 傍 線 L で た 井 を 付 規 λ 定 だ L 又 部 以 は 分 下 破 \mathcal{O} ځ 線 ょ う \mathcal{O} で 条 に 开 に 改 λ だ お め、 部 1 7 改 分 を 正 ک 対 前 欄 れ 象 規 に 及 定 CK 順 改 次 と 対 正 *(*) 応 後 う。 欄 す る に

改

対

欄 部 に は、 分 掲 が そ 異 げ る な \mathcal{O} 対 る 標 象 記 £ 規 部 \mathcal{O} 定 分 は が で 改 改 同 正 正 前 後 欄 \mathcal{O} 欄 t に 掲 に \mathcal{O} げ は 当 れ る に 対 該 象 対 対 応 象 規 規 す 定 定 る を ŧ 改 を 改 \mathcal{O} 正 を 後 正 掲 欄 後 欄 げ に て に 掲 1 げ 掲 げ な る る 7 対 ŧ ŧ 象 規 \bigcirc \mathcal{O} は、 定 \mathcal{O} کے ように これ L て を 改 移 削 動 め、 り、 そ 改 改 \mathcal{O} 正 正 標 後 前 記

欄

に

掲

げ

る

対

象

規定

で

改

正

前

欄

にこ

れ

に

対

応

す

る

ŧ

 \mathcal{O}

を

掲

げ

いな

1

ŧ

 \mathcal{O}

は、

これを加え

る。

(法第二条第九号二の国土交通省令で定める事業構造の変更) (法第二条第九号二の国土交通省令で定める事業構造の変更は、次に掲げるものとする。 一号に掲げる措置に該当するものに限る。)を講ずるためのものに で	国次 国次 第一章・第一章の二 (略) 第二章 地域公共交通計画の作成及び実施 第二章 地域公共交通計画の作成及び実施 第二節 鉄道事業再構築事業(第二十三条—第二十二条の二) 第五節 鉄道事業再構築事業(第二十三条—第二十二条の二) 第二章 再構築方針の作成等(第三十六条の二十四—第三十六条の二) 第四章 新地域旅客運送サービス継続事業(第三十三条—第三十六条の二) 第四章 新地域旅客運送事業の円滑化(第三十七条—第四十四条) 十四条の五) 十四条の五) 中四条の五) 第六章 雑則(第四十五条—第四十七条) 附則	改 正 後
(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	大	改正前

(法第二条第十 一号の国土交通省令で定める選定の方法

第九条の二

2 (略

3 実施方針には、 次に掲げる事項を定めるものとする。

路事業の状況 施されている 地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等において現に実 一般乗合旅客自動車運送事業又は国内 般旅客定期航

おいて「継続旅客運送」という。 前号の路線等において引き続き実施する運送(次号及び第八号に の内容

三

[~ 九 (略

(法第二条第十三号ハの国土交通省令で定めるもの)

第九条の三 掲げる措置の実施を促進する事業とする。 法第二条第十三号ハの国土交通省令で定めるものは、

次に

のを除く。) 運行計画の改善 異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための (法第二条第十三号ロ2)に掲げるものに該当するも

交通結節施設における乗降場の改善

旅客の乗継ぎに関する分かりやすい情報提供

ICカード、クレジットカード又は二次元コードの導入その 他 0

運賃又は料金の支払いの円滑化

五. 車の導入 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する新たな車両又は自

措置 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する経営の改善に関する

七 に資する措置 前各号に掲げるもの 0 ほ か、 地域公共交通の利用者の利便の増進

(法第二条第十一号の国土交通省令で定める選定の方法

第九条の一

2

3

実施方針には、 次に掲げる事項を定めるものとする。

地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等において現に実

施されている特定旅客運送事業の状況

という。 引き続き実施する運送(次号及び第八号において「継続旅客運送 前号の路線等において地域旅客運送サー)に係る運送機関の種類、 態様その他の内容 ビスの維持を図るために

四~九

(法第二条第十三号トの国土交通省令で定めるもの)

第九条の三 法第二条第十三号トの国土交通省令で定めるものは、 設における乗降場の改善、旅客の乗継ぎに関する分かりやすい情報提 の改善(同号ホに掲げるものに該当するものを除く。)、交通結節施 る公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計 うものに限る。)とする。 を円滑化するための措置 ICカード又は二次元コードの導入その他の地域公共交通の利用 (同号イからへまでに掲げるものと併せて

関する事項)
スの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に(法第三条第二項第八号の国土交通省令で定める地域旅客運送サービ

び再生に関する事項は、次に掲げる事項とする。
送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及第九条の四 法第三条第二項第八号の国土交通省令で定める地域旅客運

· 二 (略)

(軌道運送高度化実施計画の変更の認定の申請

第十三条 (略)

2 (略)

3 前条第三項の規定は、第一項の規定による提出について準用する。

(道路運送高度化実施計画の認定の申請)

第十六条 (略)

をい。 事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければなら うとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる 2 前項の場合において、別表第一の上欄に掲げる規定の適用を受けよ 9

規定は、第一項の規定による提出について準用する。3 道路運送法第五条第三項及び道路運送法施行規則第十四条第三項の

(道路運送高度化実施計画の変更の認定の申請)

第十七条 (略)

2 (略)

げる書類を添付しなければならない。 る事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲ぶらとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げ3 第一項の場合において、別表第一の上欄に掲げる規定の適用を受け

関する事項)
スの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生にスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に(法第三条第二項第七号の国土交通省令で定める地域旅客運送サービ

び再生に関する事項は、次に掲げる事項とする。
送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及第九条の四 法第三条第二項第七号の国土交通省令で定める地域旅客運

·二 (略)

(軌道運送高度化実施計画の変更の認定の申請)

第十三条 (略)

2 (略)

3

前条第三項の規定は、

第一項の認定の申請について準用する。

《道路運送高度化実施計画の認定の申請

第十六条 (略)

に掲げる書類を添付しなければならない。 事項 (同項各号に掲げる事項を除く。) を記載し、かつ、同表の下欄うとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる2 前項の場合において、別表第一の上欄に掲げる規定の適用を受けよ

| 規定は、第一項の認定の申請について準用する。| 3 道路運送法第五条第三項及び道路運送法施行規則第十四条第三項

(道路運送高度化実施計画の変更の認定の申請

第十七条 (略)

2 (略)

定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならなる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、前項に規ようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる第一項の場合において、別表第一の上欄に掲げる規定の適用を受け

3 2 第二十二条 2 第二十一条 2 4 第十七条の二 第十七条の三 ようとするときは、 事項を記載し、 うとするときは、 る事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。 める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 (海上運送高度化実施計画の変更の認定の申請 (海上運送高度化実施計画の認定の申請) (認定を要しない道路運送高度化実施計画の軽微な変更) 間の六月以内の変更 第一項の場合において、別表第二の上欄に掲げる規定の適用を受け 前項の場合において、 法第十四条第八項の規定による届出をしようとする者は、 度化事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更 げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更その他の道路運送高 前条第三項の規定は、 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 法第十三条第二項第三号に掲げる事項の変更のうち、 変更した事項(新旧の対照を明示すること。) 法第十三条第二項第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲 (略) (略 法第十四条第七項ただし書に規定する国土交通省令で定 かつ、 同項各号に掲げる事項のほか、 同項各号に掲げる事項のほか、 同表の下欄に掲げる書類を添付しなければなら 別表第二の上欄に掲げる規定の適用を受けよ 第一項の規定による提出について準用する。 同表の中欄に掲げる その代表者の氏名 同表の中欄に掲げ 実施予定期 次に掲 3 第一 2 4 第二十一条 第十七条の二 (新設 ようとするときは、 事項(同項各号に掲げる事項を除く。 うとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、 に掲げる書類を添付しなければならない。 一十二条 (海上運送高度化実施計画の変更の認定の申請) 前項の場合において、別表第二の上欄に掲げる規定の適用を受けよ (海上運送高度化実施計画の認定の申 前条第三項の規定は、 第一項の場合において、 (略) (略) 略 同項各号に掲げる事項のほか、 第一項の認定の申請について準用する。 別表第二の上欄に掲げる規定の適用を受け)を記載し、 請 同表の中欄に掲げる かつ、 同表の中欄に掲げ 同表の下

欄

2 第一 第二十五条 第二十三条 げる書類を添付しなければならない。 げる者とする。 る事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。 定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 る事項を記載し、 一 法第十八条第二項第三号に掲げる事項の変更のうち、実施予定期 一十二条の二 (鉄道事業再構築実施計画の認定の申請 (認定を要しない海上運送高度化実施計画の軽微な変更) (法第二十三条第一項の国土交通省令で定める者) 間の六月以内の変更 法第十九条第六項の規定による届出をしようとする者は、 度化事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更 げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更その他の海上運送高 道事業者に代わって引き続き旅客鉄道事業を経営しようとする者 .係る区間において旅客鉄道事業を経営する鉄道事業者及び当該鉄 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 法第十八条第二項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲 地域公共交通計画を作成した地方公共団体、 変更した事項(新旧の対照を明示すること。) 略 第五節 法第二十三条第一項の国土交通省令で定める者は、 (略 法第十九条第五項ただし書に規定する国土交通省令で かつ、 (略) 前項に規定する書類のほか、 鉄道事業再構築事業 その代表者の氏名 同表の下欄に掲 次に掲げ 次に掲 第二十三条 法第二十三条第一項の国土交通省令で定める者は、 第二十五条 (新設) げる者とする。 る事項(同項各号に掲げる事項を除く。 定する書類のほか、 (鉄道事業再構築実施計画の認定の申請) (法第二十三条第一項の国土交通省令で定める者) を経営しようとする者 わって当該旅客鉄道事業に係る路線において引き続き旅客鉄道事業 に係る旅客鉄道事業を経営する鉄道事業者及び当該鉄道事業者に代 (略) 地域公共交通計画を作成した地方公共団体、鉄道事業再構築事業 第五節 (略) (略) 同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならな を記載し、 かつ、 前項に規 次に掲

- による書類の添付について準用する。 二年運輸省令第六号)第二条第三項及び第四項の規定は、前項の規定、第一項の規定による提出について、鉄道事業法施行規則(昭和六十3 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第四条第三項の規定は

(鉄道事業再構築実施計画の変更の認定の申請)

第二十六条 (略)

2 (略)

- に掲げる書類を添付しなければならない。 掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に3 第一項の場合において、別表第二の二の上欄に掲げる規定の適用を 3
- る書類の添付について準用する。4 前条第三項の規定は、第一項の規定による提出及び前項の規定による

(認定を要しない鉄道事業再構築実施計画の軽微な変更)

(新設)

2 法第二十四条第六項の規定による届出をしようとする者は、次に掲道事業再構築事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更とする。又は第八号に掲げる事項の変更のうち、資金の内訳の変更その他の鉄で定める軽微な変更は、法第二十三条第二項第二号、第五号、第六号第二十六条の二 法第二十四条第五項ただし書に規定する国土交通省令

二 変更した事項(新旧の対照を明示すること。) 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない

- 第四項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。 道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)第二条第三項及び3 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第四条第三項並びに鉄

(鉄道事業再構築実施計画の変更の認定の申請)

第二十六条 (略)

2 (略)

- 前条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

第六節 (略)

(鉄道再生実施計画の届出)

第三十条 (略)

事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければなら 事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければなら うとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる 2 前項の場合において、別表第三の上欄に掲げる規定の適用を受けよっ

(鉄道再生実施計画の変更の届出)

第三十一条 (略)

2 前条第二項の規定は、前項の規定による提出について準用する。

(法第二十七条の二第三項の国土交通省令で定める者)

に掲げる者とする。第三十四条 法第二十七条の二第三項の国土交通省令で定める者は、次

二 当該路線等における運送を実施させようとする者 旅客自動車運送事業者又は国内一般旅客定期航路事業を営む者 地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等に係る一般乗合

三(略)

(地域旅客運送サービス継続実施計画の認定の申請)

第三十五条 (略)

3 道路運送法第五条第三項及び道路運送法施行規則第十四条第三項の

3

道路運送法第五条第三項、

道路運送法施行規則第八条第三項並びに

第六節 (略)

(鉄道再生実施計画の届出

第三十条 (略)

事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。うとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の下欄に掲げる2 前項の場合において、別表第三の上欄に掲げる規定の適用を受けよ

(鉄道再生実施計画の変更の届出)

第三十一条 (略)

2

前条第二項の規定は、前項の変更の届出について準用する。

(法第二十七条の二第三項の国土交通省令で定める者)

・ 1歳でにほど、 ご、株見まだと思えているまでになってほどの子に気に に掲げる者とする。 第三十四条 法第二十七条の二第三項の国土交通省令で定める者は、次

|運送事業を営む者||地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等に係る特定旅客

における運送を実施しようとする者が存する場合には、当該者一前号の特定旅客運送事業を営む者に代わって引き続き当該路線等運送事業を営む者

(地域旅客運送サービス継続実施計画の認定の申請)

第三十五条 (略)

(略)

下欄に掲げる書類を添付しなければならない。
げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、同表のけようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲2 前項の場合において、別表第三の二の上欄に掲げる規定の適用を受

条第三項の規定は、前項の規定による書類の添付について準用する。規定は、第一項の規定による提出について、道路運送法施行規則第八

(地域旅客運送サービス継続実施計画の変更の認定の申請)

第三十六条 (略)

2 (略)

に掲げる書類を添付しなければならない。 掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に3 第一項の場合において、別表第三の二の上欄に掲げる規定の適用を 3

る書類の添付について準用する。 前条第三項の規定は、第一項の規定による提出及び前項の規定によ 4

4

(認定を要しない地域旅客運送サービス継続実施計画の軽微な変更)

省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。第三十六条の二 法第二十七条の三第五項ただし書に規定する国土交通

い変更の地域旅客運送サービス継続事業の実施に実質的な影響を及ぼさなの地域旅客運送サービス継続事業の実施に実質的な影響を及ぼさな七号までに掲げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更その他七号までに掲げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更そのに第二号まで又は第五号から第三

ない。
に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければなら2 法第二十七条の三第六項の規定による届出をしようとする者は、次

> する。 第二条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定の申請について準用第十四条第三項、鉄道事業法第四条第三項並びに鉄道事業法施行規則

(地域旅客運送サービス継続実施計画の変更の認定の申請

第三十六条 (略)

2 (略)

らない。
に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければな掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、前項受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に第一項の場合において、別表第三の二の上欄に掲げる規定の適用を

前条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(新設)

第三十六条の三・第三十六条の匹

を聴く必要がない場合) (法第二十七条の三第四項の国土交通省令で定める道路管理者の意見

みなされること」と読み替えるものとする。 みなされる」と、 定により道路運送法第十五条第一項の規定による処分を受けたものと 処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中「法第十五条 処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは 規定により道路運送法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による 条第一項の規定による処分に係る」とあるのは たものとみなされる」と、同条第二号中「法第四条第一項又は第十五 ものとみなされ、これによって」と、「に係る」とあるのは「を受け 十三号)第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けた 法第二十七条の四の規定により道路運送法(昭和二十六年法律第百八条第一項又は第十五条第一項の規定による処分により」とあるのは「 通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号。以下 十三号。以下「法」という。) 第九十一条」とあるのは「地域公共交 の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において める道路管理者の意見を聴く必要がない場合については、 「法」という。)第二十七条の三第四項」と、同条第一号中「法第四 一十六条の五 同条各号列記以外の部分中「道路運送法 項の規定による処分に係る」とあるのは 法第二十七条の三第四項ただし書の国土交通省令で定 「当該処分」とあるのは (昭和二十六年法律第百八 「当該処分を受けたものと 「法第一 「法第二十七条の四の 一十七条の四の規 道路管理者 「当該 第

第三十六条の五の二

略

界八節 (略)

(貨客運送効率化実施計画の記載事項)

昭三十六条の二・第三十六条の三 (略

を聴く必要がない場合)(法第二十七条の三第四項の国土交通省令で定める道路管理者の意見

第一項の規定による処分に係る」とあるのは 処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中「法第十五条 処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは 規定により道路運送法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による 条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の六の たものとみなされる」と、 ものとみなされ、これによって」と、「に係る」とあるのは 法第二十七条の六の規定により道路運送法(昭和二十六年法律第百八 条第一項又は第十五条第一項の規定による処分により」とあるのは 通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号。 の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において める道路管理者の意見を聴く必要がない場合については、 みなされる」と、 定により道路運送法第十五条第一項の規定による処分を受けたものと 十三号)第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けた 十三号。以下「法」という。) 第九十一条」とあるのは みなされること」と読み替えるものとする。 「法」という。)第二十七条の三第四項」と、同条第一号中 一十六条の四 同条各号列記以外の部分中「道路運送法 法第二十七条の三第四項ただし書の国土交通省令で定 「当該処分」とあるのは 同条第二号中「法第四条第一項又は第十五 (昭和二十六年法律第百八 「当該処分を受けたものと 「法第二十七条の六の規 「地域公共交 道路管理者 「法第四 「を受け 以下

三十六条の五 (略)

第八節 (略)

(貨客運送効率化実施計画の記載事項)

第三十六条の六 る事項は、 次に掲げる事項とする。 法第二十 -七条の六第 項第六号の国土交通省令で定め 第三十六条の六 る事項は、 次に掲げる事項とする。

法第二十七条の八第

項第六号の国土交通省令で定め

《貨客運送効率化実施計画の認定の申請

第三十六条の七 申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 実施計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した 法第二十七条の七第一項の規定により貨客運送効率化

法第二十七条の六第二項各号に掲げる事項

2 けようとするときは、 ならない。 げる事項を記載し、 前項の場合において、別表第三の三の上欄に掲げる規定の適用を受 かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければ 同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲 2

3 による書類の添付について準用する。 第二十号) 項及び第四項並びに貨物利用運送事業法施行規則 道事業法第四条第三項及び貨物利用運送事業法 | 号) 道 道路運送法第五条第三項、 [路運送法施行規則第八条第三項、 第四十五条第四項の規定は、 第四条第三項並びに第十九条第二項の規定は、 道路運送法施行規則第十四条第三項、 第 鉄道事業法施行規則第二条第三 項の規定による提出について (平成元年法律第八十 (平成二年運輸省令 前項の規定 鉄

〈貨客運送効率化実施計画の変更の認定の申請

第三十六条の八 記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 率化実施計画の変更の認定を受けようとする者は、 法第二 一十七条の七第八項の規定により認定貨客運送効 次に掲げる事項を

(略

2

3 受けようとするときは、 第 一項の場合において、 同項各号に掲げる事項のほか、 別表第三の三の上欄に掲げる規定の適用を 同表の中欄に

(貨客運送効率化実施計画の認定の申請)

第三十六条の七 申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 実施計画の認定を申請しようとする者は、 法第二十七条の九第一項の規定により貨客運送効率化 次に掲げる事項を記載した

(略)

法第二十七条の八第二項各号に掲げる事項

げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。 けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲 下欄に掲げる書類を添付しなければならない。 前項の場合において、 別表第三の三の上欄に掲げる規定の適用を受) を記載し、 かつ、 同表の

3 項の認定の申請について準用する。 輸省令第二十号) 条第三項及び第四項、 第十四条第三項、 第四十五条第四項並びに貨物利用運送事業法施行規則 道路運送法第五条第三項、 鉄道事業法第四条第三項、 第四条第三項並びに第十九条第 貨物利用運送事業法 道路運送法施行規則第八条第三 (平成元年法律第八十二号 鉄道事業法施行規則第 一項の規定は、 (平成) 項 並 二年運 第 び

(貨客運送効率化実施計画の変更の認定の申請)

第三十六条の八 率化実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を 記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 法第二十七条の九第八項の規定により認定貨客運送効

<u>\</u>
<u>\</u>
<u>\</u>
<u>\</u>

3 受けようとするときは、 第一項の場合において、 同項各号に掲げる事項のほか、 別表第三の三の上欄に掲げる規定の適用を 同表の中欄に

に掲げる書類を添付しなければならない。掲りげる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄

る書類の添付について準用する。4 前条第三項の規定は、第一項の規定による提出及び前項の規定による

(認定を要しない貨客運送効率化実施計画の軽微な変更)

| 交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 |第三十六条の八の二 | 法第二十七条の七第八項ただし書に規定する国土 (新設)

- 運送効率化事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更でに掲げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更その他の貨客一 法第二十七条の六第二項第一号、第二号又は第四号から第六号ま
- 施予定期間の六月以内の変更二の法第二十七条の六条第二項第三号に掲げる事項の変更のうち、実工の対象のである。
- よい。
 に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければなら2 法第二十七条の七第九項の規定による届出をしようとする者は、次
- 二 変更した事項(新旧の対照を明示すること。) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(利害関係人等の意見の聴取)

考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。 要するものについて、必要があると認めるときは、利害関係人又は参地方運輸局長は、その権限に属する道路運送法第九条第一項の認可を第三十六条の九 法第二十七条の七第三項の認定をする場合において、|

2~4 (略

る意見聴取の方法)(法第二十七条の七第六項の国土交通省令で定める道路管理者に対す

法第二十七条の七第六項の国土交通省令で定める道路

第三十六条の十

らない。
に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければな掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、前項

前条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(利害関係人等の意見の聴取)

考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。 要するものについて、必要があると認めるときは、利害関係人又は参地方運輸局長は、その権限に属する道路運送法第九条第一項の認可を第三十六条の九 法第二十七条の九第三項の認定をする場合において、

2~4 (略)

第三十六条の十 法第二十七条の九第六項の国土交通省令で定める道路る意見聴取の方法) (法第二十七条の九第六項の国土交通省令で定める道路管理者に対す

のは 準用する。この場合におい その内容が」と、同令第三条第一項中「許可申請書又は認可申請書 に基づく認可申請書に係る事項の記載がなされたものであり、かつ、 七又は第三十六条の八に基づく申請書 申請書(」とあるのは「貨客運送効率化事業につき規則第三十六条の 許可申請書又は認可申請書」とあるのは いう。)第三十六条の七又は第三十六条の八に基づく申請書 客自動車運送事業につき」とあるのは 管理者に対する意見聴取の方法については、 と読み替えるものとする。 「路線を定める旅客自動車運送事業につき規則第十四条に基づく認可 公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則 する省令第一条から第三条まで及び第六条から第八条までの規定を 第四条に基づく許可申請書に係る事項」と、「限る。)」とある 「許可申請書等」という。)」とあり、 限る。)に係る事項の記載がなされたものに限る。)」と、「 「申請書」と、 「規則」という。)第四条に基づく許可申請書」とあるのは 「当該許可申請書等」とあるのは て、 同令第 (道路運送法施行規則第十四条 「貨客運送効率化事業につき地 一条第一項中「路線を定める旅 「申請書」と、同条第三項中 及び「認可申請書」とあ 道路管理者の意見聴取 「当該申請書 ر ا کر

を聴く必要がない場合)(法第二十七条の七第六項の国土交通省令で定める道路管理者の意見)

第三十六条の十一 交通の活性化及び再生に関する法律 八十三号。 定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合については、 の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。 同条各号列記以外の部分中「道路運送法 という。 十七条の十 項又は第十五条第一項の規定による処分により」とあるのは 以下「法」という。)第九十一条」とあるのは 法第二十七条の七第六項ただし書の国土交通省令で)第二十七条の七第六項」と、 の規定により道路運送法 (平成十九年法律第五十九号。以 (昭和二十六年法律第百 (昭和二十六年法律第百 同条第一号中「法第 この場合におい 「地域公共 道路管理

> るのは 」と読み替えるものとする。 その内容が」と、同令第三条第一項中「許可申請書又は認可申請書 申請書(」とあるのは 準用する。この場合において、 関する省令第一条から第三条まで及び第六条から第八条までの規定を 管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に に基づく認可申請書に係る事項の記載がなされたものであり、 七又は第三十六条の八に基づく申請書(道路運送法施行規則第十四条 のは「限る。)に係る事項の記載がなされたものに限る。)」と、「 域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則 客自動車運送事業につき」とあるのは 許可申請書又は認可申請書」とあるのは「申請書」と、同条第三項中 いう。) 第三十六条の七又は第三十六条の八に基づく申請書 「) 第四条に基づく許可申請書に係る事項」と、「限る。)」とある 「路線を定める旅客自動車運送事業につき規則第十四条に基づく認 以下「規則」という。)第四条に基づく許可申請書」とあるのは 「許可申請書等」という。)」とあり、 「申請書」と、 「当該許可申請書等」とあるのは 「貨客運送効率化事業につき規則第三十六条の 同令第一条第一項中 「貨客運送効率化事業につき地 及び「認可申請書」とあ 「路線を定める旅 (以下「規則」 「当該申請 かつ、

を聴く必要がない場合) (法第二十七条の九第六項の国土交通省令で定める道路管理者の意見

「法第二十七条の十二の規定により道路運送法(昭和二十六年法律第一条第一項又は第十五条第一項の規定による処分により」とあるのはて、同条各号列記以外の部分中「道路運送法(昭和二十六年法律第百て、同条各号列記以外の部分中「道路運送法(昭和二十六年法律第百下「法」という。)第二十七条の九第六項」と、同条第一号中「法第で通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号。以下「法」という。)第二十七条の九第六項」と、同条第二十九号。以交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十十号。以下「法」という。)第二十七条の九第六項と進行により道路管理定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合については、道路管理第三十六条の十一 法第二十七条の九第六項ただし書の国土交通省令で

大十三号)第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、同条第二項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の十の規定により道路運送法第四条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の十の規定により道路運送法第四条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の十年を第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の十年を第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の十年を第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の十年を第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の十年を第一項の規定による処分を受けとみなされること」と読み替えるものとする。

(申請書の送付手続)

(地域公共交通利便増進実施計画の記載事項)

定める事項は、次に掲げる事項とする。 第三十六条の十三 法第二十七条の十四第二項第七号の国土交通省令で 第

、法第二十七条の十四第四項の国土交通省令で定める者)

者は、次に掲げる者とする。第三十六条の十四、法第二十七条の十四第四項の国土交通省令で定める

· 二 (略

(地域公共交通利便増進実施計画の公表)

域公共交通利便増進事業を実施する区域、当該地域公共交通利便増進第三十六条の十五 法第二十七条の十四第六項の規定による公表は、地

下ものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされる」と、同条第二項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の十二の規定により道路運送法第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の十二の規定により道路運送法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七条の大五条第一項の規定による処分を受百八十三号)第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受百八十三号)第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受

(申請書の送付手続)

る事項(法第二十七条の九第三項に係るものに限る。)について準用第三十六条の十二 第十四条の規定は、令第三条の国土交通省令で定め

(地域公共交通利便増進実施計画の記載事

項

定める事項は、次に掲げる事項とする。 第三十六条の十三 法第二十七条の十六第二項第七号の国土交通省令で

一~三 (略)

(法第二十七条の十六第三項の国土交通省令で定める者)

| 者は、次に掲げる者とする。| 第三十六条の十四 法第二十七条の十六第三項の国土交通省令で定める

一・二 (略)

(地域公共交通利便増進実施計画の公表)

域公共交通利便増進事業を実施する区域、当該地域公共交通利便増進第三十六条の十五 法第二十七条の十六第五項の規定による公表は、地

に記載された事項の概要について行うものとする。事業の内容及び実施予定期間その他の地域公共交通利便増進実施計画

2 (略)

(地域公共交通利便増進実施計画の認定の申請

、。 掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならな 通利便増進実施計画の認定を申請しようとする地方公共団体は、次に 第三十六条の十六 法第二十七条の十五第一項の規定により地域公共交

(略)

- 二 法第二十七条の十四第二項各号に掲げる事項
- 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による書類の添付について準、道路運送法施行規則第八条第三項並びに鉄道事業法施行規則第二条鉄道事業法第四条第三項の規定は、第一項の規定による提出について3 道路運送法第五条第三項、道路運送法施行規則第十四条第三項及び。

(地域公共交通利便増進実施計画の変更の認定の申請)

用する。

ばならない。は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなけれは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなけれ共交通利便増進実施計画の変更の認定を受けようとする地方公共団体第三十六条の十七 法第二十七条の十五第五項の規定により認定地域公

---(略)

2 (略)

受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に3 第一項の場合において、別表第三の四の上欄に掲げる規定の適用を

に記載された事項の概要について行うものとする。事業の内容及び実施予定期間その他の地域公共交通利便増進実施計

画

2 (略

(地域公共交通利便増進実施計画の認定の申請

、。 掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならな通利便増進実施計画の認定を申請しようとする地方公共団体は、次に第三十六条の十六 法第二十七条の十七第一項の規定により地域公共交

(略)

- 法第二十七条の十六第二項各号に掲げる事項
- 下欄に掲げる書類を添付しなければならない。
 がる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、同表のけようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲2 前項の場合において、別表第三の四の上欄に掲げる規定の適用を受
- する。
 第二条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定の申請について準用第二条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定の申請について準用第十四条第三項、鉄道事業法第四条第三項並びに鉄道事業法施行規則第八条第三項並びに

(地域公共交通利便増進実施計画の変更の認定の申請)

ばならない。
は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなけれは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなけれ共交通利便増進実施計画の変更の認定を受けようとする地方公共団体第三十六条の十七 法第二十七条の十七第五項の規定により認定地域公

一~三 (略)

2 (略

受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に3 第一項の場合において、別表第三の四の上欄に掲げる規定の適用を

に掲げる書類を添付しなければならない。掲りげる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄

| る書類の添付について準用する。 | 4 前条第三項の規定は、第一項の規定による提出及び前項の規定によ | 4

言業の液体は一切で選用でき

国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。空三十六条の十七の二 法第二十七条の十五第五項ただし書に規定する(認定を要しない地域公共交通利便増進実施計画の軽微な変更)

変更他の地域公共交通利便増進事業の実施に実質的な影響を及ぼさない他の地域公共交通利便増進事業の実施に実質的な影響を及ぼさない第七号までに掲げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更その一法第二十七条の十四第二項第一号から第三号まで又は第五号から

実施予定期間の六月以内の変更二 法第二十七条の十四条第二項第四号に掲げる事項の変更のうち、

らない。 次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければな2 法第二十七条の十五第六項の規定による届出をしようとする者は、

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更した事項(新旧の対照を明示すること。)

(利害関係人等の意見の聴取)

は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。可を要するものについて、必要があると認めるときは、利害関係人又て、地方運輸局長は、その権限に属する道路運送法第九条第一項の認第三十六条の十八 法第二十七条の十五第二項の認定をする場合におい

合旅客自動車運送事業の停止の命令若しくは許可の取消しについて国に規定する事項若しくは法第二十七条の十八第六項に規定する一般乗害関係人の申請があったとき、又は国土交通大臣の権限に属する同項2 地方運輸局長は、その権限に属する前項に規定する事項について利

らない。に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければな掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、前項

前条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(新設)

(利害関係人等の意見の聴取)

| は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。 | 工が運輸局長は、その権限に属する道路運送法第九条第一項の認い | 第三十六条の十八 | 法第二十七条の十七第二項の認定をする場合におい |

合旅客自動車運送事業の停止の命令若しくは許可の取消しについて国に規定する事項若しくは法第二十七条の二十第六項に規定する一般乗害関係人の申請があったとき、又は国土交通大臣の権限に属する同項2 地方運輸局長は、その権限に属する前項に規定する事項について利

めて意見を聴取しなければならない。 土交通大臣の指示があったときは、利害関係人又は参考人の出頭を求

3 · 4 (略

する意見聴取の方法)(法第二十七条の十五第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対

第三十六条の十九 法第二十七条の十五第四項の国土交通省令で定める 可申請書又は認可申請書(以下「許可申請書等」という。)」とあり されたものであり、 路運送法施行規則第十四条に基づく認可申請書に係る事項の記載がな つき規則第三十六条の十六又は第三十六条の十七に基づく申請書(道 条に基づく認可申請書(」とあるのは「地域公共交通利便増進事業に る。)」と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「申請書」と 書」とあるのは「)第四条に基づく許可申請書に係る事項」と、 申請書(」と、「。 業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則 る旅客自動車運送事業につき」とあるのは 定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定め 取に関する省令第一条から第三条まで及び第六条から第八条までの規 道路管理者に対する意見聴取の方法については、 「規則」という。)第三十六条の十六又は第三十六条の十七に基づく とあるのは 及び「認可申請書」とあるのは「申請書」と、 同条第三項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき規則第十四)」とあるのは「限る。)に係る事項の記載がなされたものに限 「当該申請書」と読み替えるものとする。 以下「規則」という。)第四条に基づく許可申請 かつ、その内容が」と、同令第三条第一項中「許 「地域公共交通利便増進事 「当該許可申請書等 道路管理者の意見聴 (以下 限 第

見を聴く必要がない場合)(法第二十七条の十五第四項の国土交通省令で定める道路管理者の意

で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合については、道路管第三十六条の二十 法第二十七条の十五第四項ただし書の国土交通省令

めて意見を聴取しなければならない。 土交通大臣の指示があったときは、利害関係人又は参考人の出頭を求

3·4 (略

する意見聴取の方法)(法第二十七条の十七第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対

る。)」とあるのは「限る。)に係る事項の記載がなされたものに限 三十六条の十九 可申請書又は認可申請書 る。)」と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは 書」とあるのは「)第四条に基づく許可申請書に係る事項」と、 申請書(」と、 されたものであり、かつ、その内容が」と、 路運送法施行規則第十四条に基づく認可申請書に係る事項の記載がな 条に基づく認可申請書(」とあるのは「地域公共交通利便増進事業に 業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則 る旅客自動車運送事業につき」とあるのは「地域公共交通利便 定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定め 取に関する省令第一条から第三条まで及び第六条から第八条までの規 つき規則第三十六条の十六又は第三十六条の十七に基づく申請書 道路管理者に対する意見聴取の方法については、 とあるのは 「規則」という。) 第三十六条の十六又は第三十六条の十七に基づく 同条第三項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき規則第十四 及び「認可申請書」とあるのは「申請書」と、 「当該申請書」と読み替えるものとする。 「。以下「規則」という。)第四条に基づく許可申請 法第二十七条の十七第四 (以下 「許可申請書等」という。)」とあり |項の国土交通省令で定める 同令第三条第一項中「許 道路管理者の意見聴 「当該許可申請書等 「申請書」と 人増進事 (以下

見を聴く必要がない場合)(法第二十七条の十七第四項の国土交通省令で定める道路管理者の意

で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合については、道路管第三十六条の二十 法第二十七条の十七第四項ただし書の国土交通省令

のは 受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。 受けたものとみなされる」と、 条の十八の規定により道路運送法第十五条第一項の規定による処分を 法第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七 規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とある 条の十八の規定により道路運送法第四条第一項又は第十五条第一項の は第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七 を受けたものとみなされ、これによって」と、「に係る」とあるのは 律第百八十三号)第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分 のは「法第二十七条の十八の規定により道路運送法(昭和二十六年法 法第四条第一 以下「法」という。)第二十七条の十五第四項」と、 共交通の活性化及び再生に関する法律 百八十三号。 理者の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この 「を受けたものとみなされる」と、同条第二号中「法第四条第一項又 て、 「当該処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中 同条各号列記以外の部分中 以下「法」という。)第九十一条」とあるのは 項又は第十五条第一項の規定による処分により」とある 「当該処分」とあるのは 「道路運送法 (平成十九年法律第五十九号。 (昭和二十六年法律 同条第一号中 「当該処分を 場合に 「地域 公

(申請書の送付手続)

(聴聞の特例)

、聴聞を行わなければならない。十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第定により、その権限に属する一般乗合旅客自動車運送事業の停止の命第三十六条の二十二 地方運輸局長は、法第二十七条の十八第六項の規

いて、 規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とある 理者の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場合にお 受けたものとみなされる」と、 条の二十の規定により道路運送法第十五条第一項の規定による処分を 法第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは のは「当該処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中 条の二十の規定により道路運送法第四条第一項又は第十五条第一項の は第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十七 のは「法第二十七条の二十の規定により道路運送法(昭和二十六年法 法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分により」とある 以下「法」という。)第二十七条の十七第四項」と、 共交通の活性化及び再生に関する法律 百八十三号。以下「法」という。) 第九十一条」とあるのは 受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。 を受けたものとみなされ、これによって」と、「に係る」とあるのは 律第百八十三号)第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分 「を受けたものとみなされる」と、 同条各号列記以外の部分中「道路運送法 「当該処分」とあるのは 同条第二号中「法第四条第一項又 (平成十九年法律第五十九号。 (昭和二十六年法律第 同条第 「法第二十七 「当該処分を 一号中「

(申請書の送付手続)

(聴聞の特例)

、聴聞を行わなければならない。
十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第定により、その権限に属する一般乗合旅客自動車運送事業の停止の命第三十六条の二十二 地方運輸局長は、法第二十七条の二十第六項の規

(交通手段再構築実証事業計画に係る変更の同意に関する協議)	条第三項の規定は、前項の規定による書類の添付について準用する。規定は、第一項の規定による提出について、道路運送法施行規則第八3 道路運送法第五条第三項及び道路運送法施行規則第十四条第三項の	らない。	つなければならない。 同条第二項各号に掲げる事項を記載した協議書を国土交通大臣に提出 構築実証事業計画に係る協議の申出をしようとする再構築協議会は、 第三十六条の二十五 法第二十九条の四第四項の規定により交通手段再 (交通手段再構築実証事業計画に係る同意に関する協議)	事項がある場合には、その事項とする。	第三章 再構築方針の作成等	ー〜六 (略) 一〜六 (略) 一〜六 (略) 一〜六 (略) 一〜六 (略) 一〜六 (略) 一〜六 (略) 一〜六 (略) 一〜六 (略) 一〜六 (略)	2~4 (略)
			(新設)	(新設)	(新設)	ー〜六 (略) 一〜六 (は) 一〜六 (の) 一〜六 (o) 一〜六 (o) 一 一 一 一 (o) 一 (o) 一 (o) 一 (o) 一 (o) 一 (o) 一 (o) (o) (o) (o) (o) (o) (o) (o) (o) (o)	2~4 (略)

第三十六条の二十六 四項の規定により交通手段再構築実証事業計画の変更に係る協議の申 出をしようとする再構築協議会は、 法第二十九条の四第七項において準用する同条第 次に掲げる事項を記載した協議書 (新設

変更しようとする事項 (新旧の対照を明示すること。 を国土交通大臣に提出しなければならない。

変更の理由

2 段再構築実証事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならな 前項の協議書には、当該交通手段再構築実証事業計画に係る交通

3 受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に に掲げる書類を添付しなければならない。 掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、 第一項の場合において、別表第三の五の上欄に掲げる規定の適用 同表の下欄

4 る書類の添付について準用する。 前条第三項の規定は、第一項の規定による提出及び前項の規定によ

、鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用

第三 ものとする。 中「地域公共交通計画」とあるのは「当該再構築方針」と読み替える るのは「再構築協議会の構成員である地方公共団体」と、同条第二号 構築方針」と、第二十三条第一号及び第二号中「地方公共団体」とあ 六条の十三第一号及び第二号中「地域公共交通計画」とあるのは「再 の場合において、第二十三条第一号、第二十四条第一号並びに第三十 九を除く。)の規定を準用する場合について、それぞれ準用する。こ 条において法第三章第九節(法第二十七条の十七及び第二十七条の十 第三章第五節の規定を準用する場合について、 一十六条の二十七 前章第五節の規定は法第二十九条の九において法 前章第九節の規定は同

(新設

第四章

新 地

域旅客運送事業の円滑化

- 21 -

新地域旅客運送事業

(新地域旅客運送事業計画 の認定の申請

第三十八条

2 ない。 事項を記載し、 うとするときは、 前項の場合において、 かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければなら 同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げるネいて、別表第四の上欄に掲げる規定の適用を受けよ

3 る提出について、 第十六条第三項及び第二十五条第三項の規定は、 第二十五条第三 一項の規定は 前 項の 第一 規定による書類 項の規定によ 3

の添付について準用する。

(新地域旅客運送事業計画の変更の認定の申請

2

第三十九条

(略)

3 げる書類を添付しなければならない。 る事項を記載し、 ようとするときは、 第一項の場合において、 かつ、前項に規定する書類のほか、 同項各号に掲げる事項のほか、 別表第五の上欄に掲げる規定の適用を受け 同表の中欄に掲げ 同表の下欄に掲

4 二十三条第三項及び第二十四条第三項において準用する場合を含む。 の規定は、 道路運送法施行規則第十四条第三項及び第二十二条第三項 第一項の規定による提出について準用する。 (同令第

、認定を要しない新地域旅客運送事業計画の軽微な変更

第三十九条の二 法第三十条第六項ただし書に規定する国土交通省令で 定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(新設)

- 運送事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更 げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更その他の新地域旅客 法第三十条第二項第一号から第三号まで、 第五号又は第六号に掲
- 六月以内の変更 法第三十条第二項第四号に掲げる事項の変更のうち、 実施時期

(新地域旅客運送事業計画の認定の 申

第三十八条

2 うとするときは、 前項の場合において、 同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる 別表第四の上欄に掲げる規定の適用を受けよ かつ、 同表の下欄

事項 に掲げる書類を添付しなければならない。 (同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、

請について準用する。 第十六条第三項及び第二十五条第三項の規定は、 第 項 0 認定の申

(新地域旅客運送事業計画の変更の認定の申 請

第三十九条

3 る事項(同項各号に掲げる事項を除く。 ようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、 定する書類のほか、 第一項の場合において、 同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならな 別表第五の上欄に掲げる規定の適用を受け)を記載し、 同表の中欄に掲げ かつ、 前項に規

4 一十三条第三項及び第二十四条第三項において準用する場合を含む。 道路運送法施行規則第十四条第三項及び第二十二条第三項 の規定は、 第 項の認定の申請について準用する。 (同令第

第四十五条 2 2 第四十四条の四の二 ── 法第九条第三項の規定による認定、同条第八項によ局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)に委任する。 に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、 に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければなら 二 法第三十六条の二第二項第四号に掲げる事項の変更のうち、実施 交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 る事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。 権限の委任 号に掲げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更その他の新 (認定を要しない新モビリティサービス事業計画の軽微な変更) 時期の六月以内の変更 ビリティサービス事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更 同条第三項の規定による変更の認定及び同条第九項の規定による取 法第三十六条の二第五項の規定による届出をしようとする者は、 法第三十条第七項の規定による届出をしようとする者は、 第六章 法第三十六条の二第二項第一号から第三号まで、第五号又は第六 第五章 変更した事項 変更した事項 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 法第九条第三項の規定による認定、 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 しに係るもの 法第三章第二節から第九節まで及び第四章から第六章まで 雑則 新モビリティサービス事業の円滑化 法第三十六条の二第四項ただし書に規定する国土 (新旧の対照を明示すること。) (新旧の対照を明示すること。 同条第八項において準用する その代表者の氏 その代表者の氏名 地方運輸 次に掲げ 次 名 第四十五条 (新設) する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、 運輸監理部長を含む。 (新設) (権限の委任) 第四章 第三章の一 法第三章第三節から第九節まで、 雑則 新モビリティサービス事業 以下同じ。)に委任する。 第四章及び第五章に規定 地方運輸局長

□ 法第十四条第三項の規定による変更の認定及び同条第十項の規定による語可(同令第一条第一項第六号に掲げるものを第二十九条の二第一項第一号の規定はよる当び定められている道路運送高度化実施計画に係るもの又は一ける旨が定められている道路運送高度化実施計画に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法第四条第一項の規定による許可(道路運送法施行令(昭和二十六年政令第二百五十号)による許可(道路運送法施行令(昭和二十六年政令第二百五十号)による許しに係るもの(法第十三条第二項第四号に掲げる事項として法策)に係るものに限る。)□ 法第十四条第三項の規定による認定、同条第九項において準用す際く。)に係るものに限る。)

び同条第八項 旨が定められている海上運送高度化実施計画に係るものに限る。 第二十九条の二第一項第一号の規定による出資又は貸付けを受ける 取消しに係るもの(法第十八条第二項第四号に掲げる事項として法 る同条第三項の規定による変更の認定及び同条第八項の規定による 三条第一項の規定による許可、 められている鉄道事業再構築実施計画に係るもの又は鉄道事業法第 る場合を含む。 法第二十九条の二第一項第一号 の規定による取消しに係るもの 九において準用する場合を含む。 十九条の九において準用する場合を含む。 第十六条第 において準用する法第二十四条第二項の規定による変更の認定及 法第十九条第三項の規定による認定、同条第七項において準用す 二及び第六号に掲げるものを除く。 法第二十四条第二項(法第二十九条の九において準用する場合を -四条第七項 の規定による認定、 (鉄道事業法施行規則第七十 (法第二十九条の九において準用する場合を含む。) の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定 項若しくは第二十六条第一項若しくは第二 (法第二十九条の九において準用する場合を含む。 法第二十四条第六項 同法第七条第一項、 (法第二十三条第二項第五号 (法第二十九条の九において準用す の規定による変更の届出)若しくは同法第十六条第三 一条第)に掲げる事項として 項第 (法第二十九条の 第十五条第一項 一項の規定 法第

二 法第十九条第三項の規定による認定、 を受ける旨が定められている鉄道事業再構築実施計画に係るもの又 て法第二十九条の二第 る取消しに係るもの する同条第二項の規定による変更の認定及び同条第七項の規定によ 第二十九条の二第一項第一号の規定による出資又は貸付けを受ける 取消しに係るもの(法第十八条第二項第四号に掲げる事項として法 る同条第三項の規定による変更の認定及び同条第七項の規定による 第十六条第三項の規定による届出 は第二十六条第一項若しくは第二項の規定による認可若しくは同法 は鉄道事業法第三条第 旨が定められている海上運送高度化実施計画に係るものに限る。 法第二十四条第二項の規定による認定、 一項第七号に掲げるものを除く。 同法第七条第一項、 (法第二十三条第二項第六号に掲げる事項とし 項第 | 項若しくは第二十五条第一項の規定による 第十五条第一項、 一号の規定による出資若しくは貸付け (鉄道事業法施行規則第七十一条)に係るものに限る。〕 同条第六項において準用す 同条第六項において準用 第十六条第一項若しく

項若しくは第十七条の規定による届出)に係るものに限る。 (同令第七十一条第 項

項第一号に掲げるものを除く。)、 第三号に掲げるものを除く。 同令第一条第一項第二号、第六号及び第二十五号に掲げるものを除 送法第四条第一 れている地域旅客運送サービス継続実施計画に係るもの又は道路運 第一項第一号の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定めら 第二十七条の二第二項第五号に掲げる事項として法第二十九条の二 よる変更の認定及び同条第八項の規定による取消しに係るもの(法 よる変更の届出、 項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項の規定による認可 法第二十七条の三第二項の規定による認定、)又は同法第九条第三項の規定による届出 項の規定による許可 同条第七項において準用する同条第二項の規定に に係るものに限る。) 同法第九条第一項、 (道路運送法施行令第一条第一 同条第六項の規定に (同令第一条第一項 第十五条第

세 ·

事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資若しく 準用する同条第二項の規定による変更の認定及び同条第七項の規定 施計画に係るもの又は次に掲げるものに係るものに限る。) は貸付けを受ける旨が定められている地域旅客運送サービス継続実 による取消しに係るもの(法第二十七条の二第二項第五号に掲げる 法第二十七条の三第二項の規定による認定、 同条第六項において

イ 第十七条の規定による届出 第六号に掲げるものを除く。 定による認可(鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号及び 八号に掲げるものを除く。) 第十六条第一項若しくは第二十六条第一項若しくは第二項の規鉄道事業法第三条第一項の規定による許可、同法第七条第一項 (同令第七十一条第一項第七号及び第)又は同法第十六条第三項若しくは

る認可(軌道法施行規則第二十三条ノ二第一項に掲げるものを除 よる許可又は同法第十一条第一項若しくは第二十二条の規定によ 同法第十五条、第十六条第一項若しくは第二十二条ノ二の規定に 軌道法 (大正十年法律第七十六号) 第三条の規定による特許、

定による認可 第一条第一項第一号に掲げるものを除く。)、 第十五条第一項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項の規一条第一項第一号に掲げるものを除く。)、同法第九条第一項 道路運送法第四条第一項の規定による許可(道路運送法施行令 (同令第一条第一項第二号、 第六号及び第二十五号

- 25 -

(削る)

(削る)

(削る)

| 法第二十七条の七第三項の規定による認定、同条第九項の規定に | 法第二十七条の七第三項の規定による認定、同条第九項の規定に | 上る変更の認定及び同条第十一項の規定による取消しに係るもの(| 法第二十七条の六第二項第四号に掲げる事項として法第二十九条の | 法第二十七条の七第三項の規定による認定、同条第九項の規定に

イ〜ホ (略)

の届出、 進実施計画に係るもの、 用する場合を含む。)において準用する法第二十七条の十五第二項 場合を含む。)の規定による認定、法第二十七条の十五第六項 掲げるものに係るものに限る。) 事項を記載した地域公共交通利便増進実施計画に係るもの又は次に 資若しくは貸付けを受ける旨が定められている地域公共交通利便増 法第二十九条の九において準用する場合を含む。 合を含む。 十七条の十四第二項第五号(法第二十九条の九において準用する場 の規定による変更の認定及び同条第八項 第二十九条の九において準用する場合を含む。 準用する場合を含む。 法第二十七条の十五第二項(法第二十九条の九において準用する おいて準用する場合を含む。 法第二十七条の十五第七項)に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第 法第二十七条の十 の規定による取消しに係るもの (法第二十九条の九において準 の規定により同項に規定する (法第二十九条の九におい -四第三)の規定による変更 項 の規定による出 (法第二 (法第) 一十九条 号 (法

イ〜ハ (略)

定する地方的な路線の基準に該当するものである場合又は当該事業取消し(当該事業に係る路線が道路運送法施行規則第六十七条に規命令又は同条第六項の規定による事業の停止の命令若しくは許可の刊。法第二十七条の十八第五項の規定による事業の実施方法の変更の

(同令第一条第一項第三号に掲げるものを除く。) に掲げるものを除く。) 又は同法第九条第三項の規定による届出

は貸付けを受ける旨が定められている貨客運送効率化実施計画に係事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資若しく準用する同条第三項の規定による変更の認定及び同条第十項の規定は、法第二十七条の九第三項の規定による変更の認定及び同条第十項の規定

イ〜ホ (略)

施計画に係るもの又は次に掲げるものに係るものに限る。)
しくは貸付けを受ける旨が定められている地域公共交通利便増進実げる事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資若定による取消しに係るもの(法第二十七条の十六第二項第五号に掲て準用する同条第二項の規定による変更の認定及び同条第七項の規、法第二十七条の十七第二項の規定による認定、同条第六項におい

イ〜ハ (略)

十四四 十五 更の認定に係るもの(次に掲げるものに係るものに限る。 項第三号に掲げるものを除く。)に限る。) 業法第十六条第三項又は第十七条の規定による届出(鉄道事業法施 ものに係るものに限る。 送法第九条第三項の規定による届出(道路運送法施行令第一条第 行規則第七十一条第一項第七号及び第八号に掲げるものを除く。 掲げるものに係るものに限る。) 口 いて準用する同条第四項の規定による変更の同意に係るもの ,限る。) 一録識別情報の通知 条第三項の規定による封印の取付け及び同条第四項の規定による :路線を定めて行うもの以外のものである場合を除く。 条第一項の規定による命令(道路運送法施行令第一条第一項第三 第一条第一項第一号に掲げるものを除く。)又は同法第九条第 則第七十一条第一項第一号に掲げるものを除く。) 第二号及び第六号に掲げるものを除く。) 項若しくは第十五条第一項の規定による認可 一号に掲げるものを除く。) 法第三十条第九項の規定による取消しに係るもの 法第二十七条の十八第七項において準用する道路運送法第四十 法第三十条第八項において準用する同条第三項の規定による変 法第二十九条の四第四項の規定による同意及び同条第七項にお 法第二十七条の十八第七項において準用する道路運送法第四十 口 法第二十九条の七第二項の規定による届出に係るもの 鉄道事業法第七条第一項の規定による認可 法第二十九条の六第二項の規定による届出に係るもの 道路運送法第四条第一項の規定による許可(道路運送法施行令 (略) (略) (同令第一条第一項 (鉄道事業法施行規 (次に掲げる (鉄道事 (道路運 (次 に ### (新設) (新設) (新設) 更の認定に係るもの ものに係るものに限る。 登録識別情報の 条第一項の規定による命令 が路線を定めて行うもの以外のものである場合を除く。 イ・ロ 条第三項の規定による封印の取付け及び同条第四項の規定による 号に掲げるものを除く。) 法第二十七条の二十第七項において準用する道路運送法第四十一 法第三十条第八項の規定による取消しに係るもの 法第三十条第七項において準用する同条第三項の規定による変 法第二十七条の (略 (略) (略) 通知 (次に掲げるものに係るものに限る。) |十第七項において準用する道路運送法第四十 (道路運送法施行令第一条第一項第三十 (次に掲げる

たるものを除く。)は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。(運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわ2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの

行令第一条第四項第一号の権限のみに係るものに限る。)する同条第三項の規定による変更の認定に係るもの(道路運送法施一 法第十四条第三項の規定による認定及び同条第九項において準用

権限のみに係るものに限る。)送法施行令第一条第四項第一号若しくは第二号又は第四条第六項の送法施行令第一条第二項の規定による変更の認定に係るもの(道路運二 法第二十七条の三第二項の規定による認定及び同条第七項におい

る。) 事業法施行規則第四十二条第二項第一号の権限のみに係るものに限事業法施行規則第四十二条第二項第一号若しくは第二号又は貨物自動車運送送法施行令第一条第三項の規定による変更の認定に係るもの(道路運三 法第二十七条の七第三項の規定による認定及び同条第十項におい三

兀 六項の権限のみに係るものに限る。 法第二十九条の九におい 道路運送法施行令第一条第四項第一号若しくは第二号又は第四条第 る法第 場合を含む。 法第二十七条の十五第二項 二十七条の十五第二項の規定による変更の認定に係るもの 九において準用する場合を含む。)において準用の規定による認定及び法第二十七条の十五第七項 (法第二十九条 水の九に おお 7 準 甪 Ź

区寸 びに同条第二項の規定による自動車検査証及び自動車登録番号標のびに同条第二項の規定による自動車検査証の返納の受理及び自動車登録番号標の領置並場合を含む。) において準用する道路運送法第四十一条第一項の規五 法第二十七条の十八第七項(法第二十九条の九において準用する

六・七 (略)

ものは、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸支局長条第八項、第七条の二第三項及び第三十六条の四第七項の助言に係る3 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第五条第十二項、第六

一 法第十四条第三項の規定による認定及び同条第八項において準用たるものを除く。)は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。(運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわ2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの

行令第一条第四項第一号の権限のみに係るものに限る。) する同条第三項の規定による変更の認定に係るもの(道路運送法施する同条第三項の規定による変更の認定に係るもの(道路運送法施

権限のみに係るものに限る。)送法施行令第一条第四項第一号若しくは第二号又は第四条第六項の送法施行令第一条第二項の規定による変更の認定に係るもの(道路運て準用する同条第二項の規定による認定及び同条第六項におい法第二十七条の三第二項の規定による認定及び同条第六項におい

る。) 事業法施行規則第四十二条第二項第一号の権限のみに係るものに限事業法施行令第一条第四項第一号若しくは第二号又は貨物自動車運送送法施行令第一条第三項の規定による変更の認定に係るもの(道路運ご 法第二十七条の九第三項の規定による認定及び同条第九項におい

の権限のみに係るものに限る。) 運送法施行令第一条第四項第一号若しくは第二号又は第四条第六項いて準用する同条第二項の規定による変更の認定に係るもの(道路四 法第二十七条の十七第二項の規定による認定及び同条第六項にお

登録番号標の返付と標の領置並びに同条第二項の規定による自動車検査証及び自動車条第一項の規定による自動車検査証の返納の受理及び自動車登録番五、法第二十七条の二十第七項において準用する道路運送法第四十一

六・七 (略)

ものは、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸支局長条第六項、第七条の二第三項及び第三十六条の四第七項の助言に係る3 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第五条第十二項、第六

及び海事事務所長も行うことができる。

は、第一項又は第二項の規定により権限を有する行政庁も行うことが 等二十八条第四項(法第二十九条の規定による報告に係るもの 。)の規定による命令及び法第三十八条の規定による報告に係るもの 法第二十八条第四項(法第二十九条の九において準用する場合を含む の規定による勧告、

(書類の提出)

第四十六条 (略)

2 (略)

4~8 (略)

別表第一(第十六条及び第十七条関係)

規定
上工
第九 道路運送法施行 道路運送法施行 高部 道路運送法施行 道路運送法施行 高部 道路運送法施行 道路運送法施行 高部 道路運送法施行 道路運送法施行
上 上 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工
道路運送法施行

及び海事事務所長も行うことができる。

る行政庁も行うことができる。による報告に係るものは、第一項又は第二項の規定により権限を有す定による勧告、同条第四項の規定による命令及び法第三十八条の規定4 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第二十八条第三項の規

(書類の提出)

第四十六条 (略

2 (略)

4~8 (略)

別表第一 (第十六条及び第十七条関係)

 						法第十五条	規定
`	る。)に係る部	に係るものに限	自動車運送事業	(一般乗合旅客	条第一項の許可	道路運送法第四	
				掲げる事項	条第一項各号に	道路運送法第五	事項
			書類	項各号に掲げる	規則第六条第一	道路運送法施行	_書類

															第一項	十五条	法第二	規定	別表第二の二								
分	条の届出に係る部	鉄道事業法第十七				係る部分	条第八項の届出に	鉄道事業法第十六		係る部分	条第四項の届出に	鉄道事業法第十六		係る部分		鉄道事業法第十六	1		二(第二十五条及び第二十六条関係)	(略)	· <u>-</u>	届出に係る部分	- 条の三第三項の	一 道路運送法第九		に係る部分	条第四項の届出
各号に掲げる事項項各号及び第三項	則第三十五条第一	鉄道事業法施行規	る事項	第一項各号に掲げ	る同令第三十三条	項において準用す	則第三十四条第二	鉄道事業法施行規	項	項各号に掲げる事	則第三十三条第一	鉄道事業法施行規	項	項各号に掲げる事	則第三十三条第一	鉄道事業法施行規	(略)	事項	第二十六条関係)	(略)	げる事項	の第一項各号に掲	規則第十条の五	道路運送法施行		項各号に掲げる	1 規則第九条第一
げる書類及び図第二項各号に掲	規則第三十五条	鉄道事業法施行							る書類	第二項に規定す	規則第三十三条	鉄道事業法施行					(略)	書類		(略)	る書類	第二項に規定す	規則第十条の五	道路運送法施行	類	項に規定する書	規則第九条第二
															∽	<u></u>)	却	別表第二								
			. – – -												第一項	十五条	法第二	規定	第二の								
														係る部分	条第三項の届出に	鉄道事業法第十六	(略)		の二(第二十五条及び	(略)					<u></u>	<u></u>	<u></u>
														に掲げる事項	則第三十三条各号	鉄道事業法施行規	(略)	事項	十五条及び第二十六条関係)	(略)							
															谷 号	行規			(新)								

					-別 l 主																		別	
				規定	別表第三の二														第四項	十七条	法第二	規定	別表第三(-
					(第三十五条及び第三十六条関係)				出に係る部分	条第八項後段の届	鉄道事業法第十六		係る部分	条第四項の届出に	鉄道事業法第十六	出に係る部分	条第三項後段の届	鉄道事業法第十六	る部分	第三項の届出に係	鉄道事業法第七条		(第三十条関係)	(略)
				事項	第三十六条関係)	る事項	第一項各号に掲げ	る同令第三十三条	項において準用す	則第三十四条第二	鉄道事業法施行規	項	項各号に掲げる事	則第三十三条第一	鉄道事業法施行規	各号に掲げる事項	第三十三条第一項	鉄道事業法施行規	号に掲げる事項	則第八条第二項各	鉄道事業法施行規	事項		(略)
				書類								る書類	第二項に規定す	規則第三十三条	鉄道事業法施行							書類		(略)
					- 別																		別	
	項	条の四第	法第二十	規定	別表第三の二														第四項	十七条	法第二	規定	別表第三(ı -
条第一項の認可鉄道事業法第七	に係る部分		-七 鉄道事業法第三		一 (第 三				出に係る部分	条第四項後段の届	鉄道事業法第十六					出に係る部分	条第三項後段の届	鉄道事業法第十六	る部分	第三項の届出に係	鉄道事業法第七条		第三十条関係)	(略)
現則第七条第一 鉄道事業法施行	掲げる事項	『条第一項各号に	一 鉄道事業法第四	事項	十五条及び第三十六条関係)				各号に掲げる事項	項において準用する同令第三十三条	鉄道事業法施行規則第三十四条第二						に掲げる事項	鉄道事業法施行規則		号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第八条第二項各	事項		(略)
規則第七条第二鉄道事業法施行	書類及び図面	規則第二条第二	鉄道事業法施行	書類						る同令第三十	則第三十四条							行規則第三十三条各号			則第八条第二			(略)

				_	_	
鉄道事業法第二	認可に係る部分十六条第一項の	会部分 出に係 は事業法第十	出に係る部分出に係る部分	出に係る部分出に係る部分	可に係る部分が条第一項の認	に係る部分に係る部分
鉄道事業法施行	げる事項 第一項各号に掲 規則第三十九条	鉄道事業法施行 第一項各号及び 第一項各号及び	掲げる事項 第二項において 第二項において 三十三条各号に のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	項 発号に掲げる事 鉄道事業法施行	げる事項 第二項各号に掲 規則第三十二条 鉄道事業法施行	項係各号に掲げる事項規則第八条第二規制第八条第二
鉄道事業法施行	げる書類 第二項各号に掲 規則第三十九条	びに五施			る書類 第三項に規定す 規則第三十二条 鉄道事業法施行	類及び図面

																					
							· <u></u> -						条の五	法第二十七				· 			
の認可に係る部 第一項(荷物運 第一項(荷物運	分の認可に係る部のに限る。)	賃の変更に係る	軌道法第十一条	分認可に係る部	ものに限る。)	賃の設定に係る	第一項(旅客運	軌道法第十一条					特許に係る部分	軌道法第三条の		届出に係る部分	十八条第一項の	鉄道事業法第二		認可に係る部分	十六条第二項の
東 定する事項 定する事項 定する事項 成び第二項に規	由	項に規定する事第二十二条第一	軌道法施行規則			に規定する事項	第十九条第一項	軌道法施行規則							げる事項	第一項各号に掲	規則第四十二条	鉄道事業法施行	る事項	一項各号に掲げ	規則第四十条第
に規定する書類 第二十条第二項	類	項に規定する書第二十二条第二	軌道法施行規則			に規定する書類	第十九条第二項	軌道法施行規則	定する事由書	同条第二項に規	及び図面並びに	号に掲げる書類	第一条第一項各	軌道法施行規則					る書類	二項各号に掲げ	規則第四十条第

みる 第 動	係るにめ通第軌	に限更関第軌	に限定関第軌	分のも賃第軌分
める料金の知道法第十	る。係る省二道部、る料令項法	係るにす一道る。係る項法	係るにす一道る。係る項法	認のの一道の変に
める料金の変更第二項(国土交第二項(国土交	分 届出に限 第十一条	部分 の認可 の認可 の認可 の変 の変	部分 の認可 の認可 の認可 の記 の 記 の 記 の 記 の 記 の 記 の 記 る も の に 設 る も の に る も の に る と の と る の と る の と る と る の と る と る と る	で に 係 る。 に 係 る。 に 係 る。 に 係 る。 に 係 る。 に 係 る。 に 係 る 。 に 係 る 。 に の に る に の に 。 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 。 。 に 。 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。
由 項に規定 規定 施	項 項 第 軌 に 二 道 規 十 法	由 項 第 軌 に 二 規 十 法	項 項 第 軌 に 規 十 法	由 項 第 軌 に 二 道 規 十 法
規定する事	定 一 施 す 条 行	定 二 施 す 条 行	定 一 施す条 行	定 二 施 す 条 行
で する 第 三 事 一	る 第 規事 三 則	る 第 規事 一 則	る 第 規事 一 則	事一則
				類項に規定する書第二十二条第二軌道法施行規則
				書二則

									1			項	条の四第一	法第二十七	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1														
						認可に係る部分	十六条第二項の	道路運送法第三	(略)		に係る部分	条第六項の届出	道路運送法第九	(略)															
					げる事項	第一項各号に掲	規則第二十三条	道路運送法施行	(略)	事項	項各号に掲げる	規則第十条第三	道路運送法施行	(略)															
				面	げる書類及び図	第二項各号に掲	規則第二十三条	道路運送法施行	(略)					(略)															
												項	冬	洪															
									-,			項	条の六第一	法第二十七		<u></u>		<u></u>				· <u></u> ·			· -				
·	係る部分	十九条の登録に	道路運送法第七		· ·	認可に係る部分	十六条第二項の	道路運送法第三	(略)		に係る部分	条第	の六第一	一十七(略)		係る部分	条ノ二の許可に	軌道法第二十二	部分	条の認可に係る	軌道法第二十二	可に係る部分	に限る。)の許	譲渡に係る部分	第一項(軌道の	軌道法第十六条	係る部分	る。)の届出に	に係るものに限
事項	係る部分 項各号に掲げる	十九条の登録に 十九条の二第一	道路運送法第七 道路運送法第七		げる事項	認可に係る部分 第一項各号に掲	十六条第二項の 規則第二十三条	道路運送法第三 道路運送法施行	(略)(略)	事項	に係る部分 項各号に掲げる	条第五項の届出	の六第一 道路運送法第九	一十七(略)	規定する事項	係る部分 項及び第二項に	条ノ二の許可に 第二十八条第一	軌道法第二十二 軌道法施行規則	部分定する事項			可に係る部分	に限る。)の許	譲渡に係る部分	第一項(軌道の	軌道法第十六条	係る部分	る。)の届出に	るもの

	各号に掲げる事	出に係る部分						
	規則第二十三条	十条第三項の届						. _ _
_	海上運送法施行	海上運送法第二						
	掲げる事項							
	二条の三各号に			. = = .				
	各号又は第二十	出に係る部分						
	規則第二十二条	十条第二項の届						
	海上運送法施行	海上運送法第二		. = = .				
	項	分						
	各号に掲げる事	の届出に係る部						· - - ·
	規則第二十一条	九条の五第二項						
_	海上運送法施行	海上運送法第十						
	る事項							
	の二各号に掲げ	分		· 				
	号又は第二十条	の届出に係る部						
	規則第二十条各	九条の五第一項						
	海上運送法施行							
る書類	る事項			る書類		る事項		
二項各号に掲げ	一項各号に掲げ	可に係る部分		項各号に掲げ	項各号に掲げ 二三	一項	可に係る部分	
規則第十七条第	規則第十七条第	八条第二項の認	項	規則第十七条第	規則第十七条第 規引		八条第二項の認	項
海上運送法施行	海上運送法施行	海上運送法第十	条の七第一	海上運送法施行	海上運送法施行 海-	- 海上:	海上運送法第十	条の五第一
(略)	(略)	(略)	法第二十七	略))(j	(略)	(略)	法第二十七
号に掲げる書類	号に掲げる事項	部分						. – –
の十三第	の十三第二項各							
規則第五十一条		九条の七第三						
道路運送法施行	道路運送法施行	道路運送法第七						
号に掲げる書類	号に掲げる事項	部分						
の十一第二項各	の十一第一項各							
規則第五十一名	規則第五十一条	九条の七第一						
道路運	道路運送法施行							

	1					T	ı														別		
十 法 第 二			の 十	十七条	法第二	の 十 法 第 条 二	二 の 八 第	十七第二								可項	の八第	十七条	法第二	規定	別表第三の三		
(略)	(略)	る部分	第六項の届出に係	道路運送法第九条	(略)	(略)		(略)	(略)			係る部分	条第八項の届出に	鉄道事業法第十六		係る部分	条第三項の届出に	鉄道事業法第十六	(略)				
(略)	(略)	号に掲げる事項	則第十条第三項各	道路運送法施行規	(略)	(略)		(略)	(略)	る事項のおります。	第一頁各号 こもげる 同令第三十三条	項において準用す	則第三十四条第二	鉄道事業法施行規	項	項各号に掲げる事	則第三十三条第一	鉄道事業法施行規	(略)	事項	(第三十六条の七及び第三十六条の八)		_
(略)	(略)				(略)	(略)		略)	(略)										(略)	書類	八関係)		
																						-	
十七第二			の 十 二	十七条	法第二	の十法第一条二	二の十第	十七第二条二								一項	の十第	十七条	法第二	規定	別表第三の三		_
略)	(略)	る部分	第五項の届出に係	道路運送法第九条	(略)	(略)		(略)	(略)			係る部分	条第四項の届出に	鉄道事業法第十六		係る部分	条第三項の届出に	鉄道事業法第十六	(略)		(第三十		<u>-</u> -
略)	(略)	号に掲げる事項	則第十条第三項各	道路運送法施行規	(略)	(略)		(略)	(略)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	各号に掲げる事項	項において準用す	則第三十四条第二	鉄道事業法施行規		に掲げる事項	則第三十三条各号	鉄道事業法施行規	(略)	事項	-六条の七及び第三十六条の八関係)		_ 頁
									+						 						100	! ⊨	_

			T		
の 十七 六条		前第の十法段二十七第項三条二	第 の 十 法 一 十 岩 第 項 三 条 二	前第の十法第二条二条	第の十法の十十十十二年 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
鉄道事業法第十六条第三項の届出に条第四項の届出に条第四項の届出に条第四項の届出に	(略)	日 (略)	(略)	(略)	(略)
項各号に掲げる事 頭第三十三条第一 関第三十三条第一 関第三十三条第一	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第二項に規定す鉄道事業法施行		(略)	(略)	(略)	(略)
	ľ				
の 十 七 八 条		川 前 第 の 十 法 段 二 十 七 第 項 五 条 二	第 の 十 法 一 日 五 条 二	前第の十法 段二十七第 項四条二	第の十法の十十年第一項四条二
条第三項の届出に 条第三項の届出に	略)	(略)	(略)	(略)	(略)
鉄道事業法施行規則第三十三条各号	(略)	(略) (略) (略)	(略)	(略)	(略)
	書類	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第三 法第二 十九条 十七条 の六第 規定 十七条 の十七 の十八 法第一 の 十 九 法第一 十七条 法第一 項 $\overline{\mathcal{O}}$ る部分 $\pm i$ る部分 第一項の認可に係 鉄道事業法第七条 の三第三項の届出 第六項の届出に係 道路運送法第九条 係る部分 条第八項の届出に 鉄道事業法第十六 に係る部分 道路運送法第九条 略 略 (略) 略 略 (第三十六条の二十五及び第三十六条の二十六関係) 事項 る事項 則第七条第一項各 則第十条第三項各 則第三十四条第二 項 号に掲げる事項 鉄道事業法施行規 則第十条の五第一 号に掲げる事項 道路運送法施行規 項において準用す 鉄道事業法施行規 項各号に掲げる事 道路運送法施行規 第 る同令第三十三条 略 略 略 略 略 項各号に掲げ る書類 書類 項に規定する書 規則第七条第二 鉄道事業法施行 る書類 第二項に規定す 規則第十条の五 道路運送法施行 略 略 略 略 略 (新設) の 二 十 の十九 十七条 法第二 十七条 法第一 法第一 十七条 一項 る部分 道路運送法第九条 第五項の届出に係 係る部分 条第四項の届出に 鉄道事業法第十六 略 略 略 略 略 号に掲げる事項 則第十条第三項各 道路運送法施行規 項において準用す 則第三十四条第一 各号に掲げる事項 る同令第三十三条 鉄道事業法施行規 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略

-	_		
一項			類及び図面
法第二	道路運送法第四条	道路運送法第五条	道路運送法施行
十九条	第一項の許可に係	第一項各号に掲げ	規則第六条第一
の七第	る部分	る事項	項各号に掲げる
一項			書類
	道路運送法第九条	道路運送法施行規	道路運送法施行
	第一項の認可に係	則第八条第一項各	規則第八条第二
	る部分	号に掲げる事項	項に規定する書
			類
	道路運送法第十五	道路運送法施行規	道路運送法施行
	条第一項の認可に	則第十四条第一項	規則第十四条第
	係る部分	各号に掲げる事項	二項に規定する
			書類
	道路運送法第七十	道路運送法第七十	道路運送法施行
	九条の登録に係る	九条の二第一項各	規則第五十一条
	部分	号に掲げる事項	の三各号に掲げ
			る書類
	道路運送法第七十	道路運送法施行規	道路運送法施行
	九条の七第一項の	則第五十一条の十	規則第五十一条
	変更登録に係る部	一第一項各号に掲	の十一第二項各
	分	げる事項	号に掲げる書類

(鉄道事業法施行規則の一部改正)

第二 傍 改 定 Ł 線 条 正 \bigcirc \mathcal{O} 次 を 傍 \mathcal{O} 後 を 掲 欄 付 線 表 鉄 げ に 道 を に L 撂 付 7 た ょ 事 げ 業 り、 1 規 L な る 定 た 法 対 部 改 1 施 象 以 Ł 分 正 行 規 下 \mathcal{O} 前 \mathcal{O} 規 定 は ょ 欄 則 لح う \bigcirc に L 条 に 掲 昭 れ \mathcal{T} 改 げ に 和 を 移 る 六 お \Diamond 規 + = 加 動 1 え 定 し、 7 改 る。 年 正 \mathcal{O} 改 対 前 傍 運 正 象 欄 線 輸 後 規 及 を 省 欄 定 U 付 令 改 第 に L کے 掲 た 六 正 号) げ 7 後 部 う。 る 欄 分 を 対 12 \mathcal{O} 象 対 規 は 応 れ 部 定 に を L 改 で て 対 次 改 掲 応 正 \mathcal{O} よう げ す 正 前 る 前 欄 る そ に 欄 改 に 掲 \mathcal{O} 正 改 に げ 標 後 正 欄 す る 記 れ に 部 に る 対 掲 対 象 分 規 に げ 応 る す 定

を

る

規

重

一〜四 (略) 、次のとおりとする。	法により行わなければならない。 2 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方毎事業年度の終了後八月以内に行わなければならない。 第三十三条の二 法第十六条第七項の規定による収支の状況の公表は、(収支の状況の公表)	類条算届 ない 第出 出 にない かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし	(法第十六条第四項の規定による旅客運賃等の設定又は変更の届出 一 設定し、又は変更しようとする旅客運賃等を適用する路線の区間 賃(料金)設定(変更)届出書を提出しなければならない。 第三十三条 法第十六条第三項又は第四項の規定により旅客運賃等の設 (旅客運賃等の届出)	改正後
一〜四 (略)、次のとおりとする。、次のとおりとする。備の利用についての料金その他の国土交通省令で定める旅客の料金は第三十四条 法第十六条第四項の特別車両料金その他の客車の特別な設(旅客の料金の届出)	(新設)	(新設) 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件二 (略)	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新会) (新会) (新会) (新会) (新会) (新会) (新会) (新会	改正前

出をしようとする者について準用する。 第三十三条第一項の規定は、前項の旅客の料金の設定又は変更の届 2	する者について準用する。
(権限の委任)	(権限の委任)
第七十一条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げ	第七十一条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げ
るものは、地方運輸局長に委任する。	るものは、地方運輸局長に委任する。
一~七 (略)	一~七 (略)
七の二 法第十六条第四項及び第八項の規定による届出の受理	七の二 法第十六条第四項の規定による届出の受理
八~十六 (略)	八~十六 (略)
2 法に規定する国土交通大臣の権限(前項各号に掲げるものを除く。	2 法に規定する国土交通大臣の権限(前項各号に掲げるものを除く。
)で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。)で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。
一法第十六条第九項の命令(国土交通大臣の認可又は国土交通大臣	一 法第十六条第五項の命令(国土交通大臣の認可又は国土交通大臣
への届出を要する事項に係るものを除く。)	への届出を要する事項に係るものを除く。)
二~六 (略)	二~六 (略)

(道路運送法施行規則の一部改正)

第 る 1 1 に 規 条 な な 掲 重 次 げ 傍 定 1 1 \mathcal{O} ŧ る 線 表 道 £ \mathcal{O} 傍 12 路 \mathcal{O} \mathcal{O} £ を は 付 線 ょ は 運 \mathcal{O} を り、 \mathcal{O} 送 これ よう 付 た 法 れ 改 規 L 施 を に 定 た を 正 行 加 削 改 部 前 規 え り、 め、 以 分 欄 則 る。 下 \mathcal{O} に 改 改 ک ょ 掲 昭 う げ \mathcal{O} 和 正 正 条 12 る 後 前 欄 +欄 改 規 に に 定 六 に な \emptyset 年 掲 掲 1 \mathcal{O} げ げ 7 改 傍 運 る る 正 線 輸 対 前 対 対 を 省 象 象 象 欄 付 令 規 規 規 及 第 L 定 定 定 \mathcal{U} た 七 で で 改 部 +改 کے 改 正 分 五 をこ 号) 1 後 正 正 う。) 前 後 欄 欄 欄 に れ \mathcal{O} に に 対 に $\overset{\sim}{\smile}$ は、 応 順 部 れ れ L 次 を 当 次 に 7 対 に 対 対 該 掲 応 \mathcal{O} 応 げ す ょ 応 対 す る す 象 る う る る 規 そ 改 に 定 ŧ £ \mathcal{O} 正 改 標 \mathcal{O} を 後 \mathcal{O} 正 す を を 改 記 欄 掲 掲 正 部 に げ げ 後 分 掲

欄

に

げ

7

7

(地域公共交通会議の構成員) 「地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長」 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 三 住民又は旅客 四 地方運輸局長 四 地方運輸局長 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 本 「一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 体 「 自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、地域公共交通会 (地域公共交通会議の構成員)	特げる事項を記載した路線図を添付する 海ばる事項を記載した路線図を添付する 医事業及び自家用有償旅客運送に関する と事業及び自家用有償旅客運送に関する 大空に関する法律(平成十九年法律第五十年に関する法律(平成十九年法律第五十年、 で、次条第一項第二号から第六号までに で、次条第一項第二号から第六号までに で、大きで、 で、大きが、 で、たきで、 で、大きで、 で、大きで、 で、大きで、 で、大きで、 で、大きで、 で、大きで、 で、大きで、 で、大きで、 で、大きで、 で、大きで、 で、大きで、 で、大きで、 で、大きで、 で、大きで、 で、大きで、 で、大きで、 で、大きで、 で、大きで、 で、大きで、 で、、 で、、 で、、 で、、 で、、 で、、 で、、	改正後
(新設)	る策通線復活を規模を対象を規模を対象を規模を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	改正前

て現に自家用有償旅客運送を行つている第四十九条に規定する特定 会議を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内にお

非営利活動法人等

2 あると認めるときは、 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、 前項各号に掲げる者のほか、 地域公共交通会議 必要が

次に掲げる者を構成員として加えることができる。 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅

客運送について協議を行う場合には、 次に掲げる者

道路管理者

都道府県警察

められる者 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認

(申請書に添付する書類)

第六条

(略)

2 うとする者は、 における協議を経たときは、 法第四条の規定により一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けよ 前項各号に掲げる書類について、 その添付を省略することができる。 地域公共交通会議等

3 5 略

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出

第九条 (略)

2 ものとする。 定する協議会において協議が調つていることを証する書類を添付する 項の届出書には、当該届出に係る運賃等について法第九条第四項に規 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前

3 前までに」とあるのは、 次に掲げる場合には、 第一項中「当該運賃等の実施予定日の三十日 「あらかじめ」と読み替えるものとする。

(略

(申請書に添付する書類)

第六条

2 法第四条の規定により一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けよ うとする者は、 を省略することができる。 る地域公共交通会議又は協議会における協議を経たときは、 前項各号に掲げる書類について、 第九条の二に規定す その添付

3 5 (略)

(一般乗合旅客自 ・動車運送事業の運賃等の届出

第九条 (略)

2 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前 公共交通会議又は協議会において協議が調つていることを証する書類項の届出書には、当該届出に係る運賃等について次条に規定する地域 を添付するものとする。

3 前までに」とあるのは、 次に掲げる場合には、 第一項中「当該運賃等の実施予定日の三十日 「あらかじめ」と読み替えるものとする。

(略)

として国土交通大臣(運賃等の届出の受理の権限が地方運輸局長に めたとき。 委任されている場合にあつては、 前号に掲げる場合のほか、 法第九条第七項各号に該当しないもの 地方運輸局長) が必要がないと認

(削る)

めたとき。 委任されている場合にあつては、 として国土交通大臣 前号に掲げる場合のほか、法第九条第六項各号に該当しないもの (運賃等の届出の受理の権限が地方運輸局長に 地方運輸局長)が必要がないと認

第九条の二 法第九条第四項の協議が調(法第九条第四項の協議が調つたとき) 事が主宰する会議をいう。以下同じ。)又は協議会において協議が調 複数の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)又は都道府県知 車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は 送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動 る運賃等について地域公共交通会議(地域住民の生活に必要な旅客輸 つているときとする。 法第九条第四項の協議が調つたときとは、 同項の届出に係

地域公共交通会議の構成員

(削る)

第九条の三 する。 地域公共交通会議は、 次に掲げる者により構成するものと

地方公共団体の 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他 長

一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

住民又は旅客

地方運輸局長

般旅客自動車運送事業者の事業用自動 車 の運転者が組織する団

五.

あると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議 に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、 必要が

2

道路管理者

客運送について協議を行う場合には、

次に掲げる者

路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅

- 47 -

議において協井九条の二の地域公共交二 学識経験

、一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届

第十条 (略

2

料金設定(変更)届出書を提出するものとする。

及び料金にあつてはあらかじめ、次に掲げる事項を記載した運賃及びあつては当該運賃の実施予定日の七日前までに、同号ハに掲げる運賃あつようとする者は、運賃(第一項第一号ハに掲げるものを除く。)にお第九条第六項の規定により運賃及び料金の設定又は変更の届出を3

一~五 (略)

じめ」と読み替えるものとする。に掲げる運賃及び料金にあつてはあらかじめ」とあるのは、「あらかを除く。)にあつては当該運賃の実施予定日の七日前までに、同号ハ4、次に掲げる場合には、前項中「運賃(第一項第一号ハに掲げるもの

一 (略)

として地方運輸局長が必要がないと認めたとき。 二 前号に掲げる場合のほか、法第九条第七項各号に該当しないもの

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃等の認可申請)

送事業の運賃等の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に第十条の三 法第九条の三第一項の規定により、一般乗用旅客自動車運

口 都道府県警察

- められる者 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認
- 議において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものと非営利活動法人等が行う自家用有償旅客運送について地域公共交通会十九条の二の規定による登録の申請に係る第四十九条に規定する特定地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第七

1、(一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届(一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届

世

第十条

2 (略)

料金設定(変更)届出書を提出するものとする。 及び料金にあつてはあらかじめ、次に掲げる事項を記載した運賃及びあつては当該運賃の実施予定日の七日前までに、同号ハに掲げる運賃あいようとする者は、運賃(第一項第一号ハに掲げるものを除く。)に3 法第九条第五項の規定により運賃及び料金の設定又は変更の届出を

一~五 (略)

じめ」と読み替えるものとする。 に掲げる運賃及び料金にあつてはあらかじめ」とあるのは、「あらかを除く。) にあつては当該運賃の実施予定日の七日前までに、同号ハ4 次に掲げる場合には、前項中「運賃(第一項第一号ハに掲げるもの

(略)

として地方運輸局長が必要がないと認めたとき。 一 前号に掲げる場合のほか、法第九条第六項各号に該当しないも

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請)

送事業の運賃及び料金の設定又は変更の認可を申請しようとする者は第十条の三 法第九条の三第一項の規定により、一般乗用旅客自動車運

とする。 掲げる事項を記載した運賃等設定 (変更) 認可申請書を提出するもの

- 設定又は変更しようとする運賃等を適用する営業区域
- 明示すること。) の認可申請の場合は、 設定又は変更しようとする運賃等の種類、 新旧の運賃等 (変更に係る部分に限る。 額及び適用方法) を (変更

兀 (略)

- 2 載した書類を添付するものとする。 前項の申請書には、原価計算書その他運賃等の額の算出の基礎を記
- 3 又は全部の添付を省略することができる。 認める場合として公示したものに該当するときは、 申請する運賃等が地方運輸局長が前項の書類の添付の必要がないと 同項の書類の一部 3

般乗用旅客自動車運送事業に係る影響が小さい料金の届出

第十条の四 (略

2 うとする者は、 提出するものとする。 法第九条の三第五項の規定により料金の設定又は変更の届出をしよ 次に掲げる事項を記載した料金設定 (変更) 届出書を

__ 四 (略

般乗用旅客自動車運送事業の運賃等の届出

第十条の五

のとする。 届出をしようとする者は、当該運賃等の実施予定日の三十日前までに 次に掲げる事項を記載した運賃等設定(変更)届出書を提出するも 法第九条の三第三項の規定により運賃等の設定又は変更の

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 その代表者の氏名
- 設定又は変更しようとする運賃等を適用する営業区域 設定又は変更しようとする運賃等の種類、 額及び適用方法

届出の場合には、 新旧の運賃等 (変更に係る部分に限る。 を明

提出するものとする 次に掲げる事項を記載し た運賃及び料金設定 (変更) 認 可 申 請 書を

- 設定又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法設定又は変更しようとする運賃及び料金を適用する営業区域 (変更の認可申請の場合は、 新旧の運賃及び料金 (変更に係る部分

に限る。)を明示すること。)

(略)

- 2 礎を記載した書類を添付するものとする。 前項の申請書には、原価計算書その他運賃及び料金の額の算出 の基
- ないと認める場合として公示したものに該当するときは、 の一部又は全部の添付を省略することができる。 ないと認める場合として公示したものに該当するときは、同項の書類申請する運賃及び料金が地方運輸局長が前項の書類の添付の必要が

(一般乗用旅客自動車運送事業に係る影響が小さい料金の届出) (略)

2 十条の四 提出するものとする。 うとする者は、 法第九条の三第三項の規定により料金の設定又は変更の届出をしよ 次に掲げる事項を記載した料金設定 (変更) 届出書を

_ { 四 (略

示すること。)

- 添付するものとする。 三項に規定する協議会において協議が調つていることを証する書類を2 前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について法第九条の三第
- 前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。3 次に掲げる場合には、第一項中「当該運賃等の実施予定日の三十日
- 法第九条第七項第二号又は第三号に該当しないものとして地方運輸二 前号に掲げる場合のほか、法第九条の三第六項において準用するしている運賃等と同一の運賃等の設定又は変更の届出をする場合一 当該区域について他の一般乗用旅客自動車運送事業者が現に適用

(法第二十条第二号の関係者)

局長が必要がないと認めたとき。

域公共交通会議等の構成員とする。 2 第十八条の三 法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者は、地 第:

(申請書に添付する書類)

類を添付しなければならない。 第五十一条の三 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書 第

一~三 (略)

共交通計画) (第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公 (第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公

五~十四 (略)

(法第七十九条の四第一項第五号の協議が調つていないとき)

法第七十九条の四第一項第五号の協議が調つていない

第五十一条の七

(法第二十条第二号の関係者)

域公共交通会議又は協議会の構成員とする。 第十八条の三 法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者は、

(申請書に添付する書類)

| 類を添付しなければならない。| 類を添けしなければならない。| 第五十一条の三 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書

一~三 (略)

あつては、同号の地域公共交通計画) でいることを証する書類(第五十一条の七第二号に該当する場合に議会(以下「地域公共交通会議等」という。)において協議が調つ 地域公共交通会議、協議会又は第五十一条の七に規定する運営協

五~十四

(略)

第五十一条の七 法第七十九条の四第一項第五号の協議が調つていなど (法第七十九条の四第一項第五号の協議が調つていないとき)

地

償旅客運送について次のいずれにも該当しないときとする。 ときとは、 地域公共交通会議等において協議が調つているとき。 法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る自家用有

略

(申請者に対する意見聴取)

第五十 県知事又は協議会を組織する地方公共団体は、法第七十九条の二の規 該申請者の意見を聴取するものとする。 客運送について地域公共交通会議等において協議を行う場合には、当 定による登録の申請に係る特定非営利活動法人等が行う自家用有償旅 一条の八 地域公共交通会議を主宰する市町村長若しくは都道府

> ときとは、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る自家用有 償旅客運送について次のいずれにも該当しないときとする。

る協議会を 協議を行うために 要な旅客輸送を確保するために必要な自家用有償旅客運送に いう 以下同じ。 又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰す 協議会又は運営協議会 において協議が調つているとき。 (地域住民の生活に必 に関する

(略

(運営協議会の構成員等)

第五十一条の八 る。 運営協議会は、 次に掲げる者により構成するものとす

共団体の長 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公

一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

住民又は旅客

地方運輸局長

Ŧī. 般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団

2

を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者を構成員 認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、 内において現に自家用有償旅客運送を行つている特定非営利活動法 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域 運営協議会に、学識経験

用有償旅客運送について運営協議会において協議を行う場合には、 該申請者の意見を聴取するものとする。 の二の規定による登録の申請に係る特定非営利活動法人等が行う自家 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、 法第七十九条 当

3

として加えることができる。

(利害関係人)

第五十六条 法第八十九条に規定する利害関係人(次条において「利害 関係人」という。)とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 又は一般乗用旅客自動車運送事業における運賃等に関する認可の申 一般乗合旅客自動車運送事業における運賃等の上限に関する認可

請者

二 三 (略)

第六十条の六 法第九十一条の二第二項の国土交通省令で定める関係者 の構成員とする。 の協議を行う必要があると認めるときにあつては地域公共交通会議等 同項に規定する協議会の構成員とし、法第七十九条の四第一項第五号 は、法第九条第四項の協議を行う必要があると認めるときにあつては (法第九十一条の二第二項の関係者)

(利害関係人)

|第五十六条||法第八十九条に規定する利害関係人(次条において「利害 関係人」という。)とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 一 一般乗合旅客自動車運送事業における運賃等の上限に関する認可 又は一般乗用旅客自動車運送事業における運賃及び料金に関する認

可の申請者

二 三

(法第九十一条の二第二項の関係者)

|第六十条の六||法第九十一条の二第二項の国土交通省令で定める関係者 は、地域公共交通会議又は協議会の構成員とする。

提 供 玉 \mathcal{O} 土 交 維 持 通 省 を 义 関 る 係 た 地 域 \Diamond に \mathcal{O} 私 お 的 け る 独 占 般 \mathcal{O} 禁 乗 合 止 及 旅 客 U 公 自 正 動 取 車 引 運 送 \mathcal{O} 事 確 業 保 に 及 関 び す 銀 る 行 業 法 律 に 係 \mathcal{O} 特 る 基 例 12 盤 関 的 す な る サ 法 律 ピ 施 ス 行 \mathcal{O}

規則の一部改正)

施

行

規

則

令

和

年

玉

土

交

通

省

令

第

九

+

兀

号)

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

正

す

る

第 匹 ス 条 \mathcal{O} 提 供 玉 土 \mathcal{O} 維 交 通 持 を 省 関 义 る 係 た 地 域 \Diamond に \bigcirc 私 お 的 け る 独 占 __ 般 \mathcal{O} 禁 乗 止 合 及 旅 客 U 公 自 動 正 車 取 引 運 \mathcal{O} 送 事 確 業 保 に 及 関 \mathcal{U} 銀 す る 行 法 業 律 に 係 \mathcal{O} 特 る 例 基 盤 に 関 的 な す サ る 法 律 ピ

正 定 後 \bigcirc 次 傍 欄 \mathcal{O} に 線 表 を に 付 ょ れ り、 に L 対 た 応 部 改 す 分 正 る \mathcal{O} 前 ょ 欄 ŧ う \mathcal{O} に を 12 撂 掲 改 げ げ \Diamond る 7 規 1 改 定 な 正 \mathcal{O} 傍 1 前 ŧ 欄 線 \mathcal{O} に を 掲 は 付 げ L る た れ そ 部 を \mathcal{O} 分 を 削 標 $\sum_{}$ る。 記 部 れ 分 に に 二 対 応 す 重 傍 る 線 改 を 正 付 後 L 欄 た 12 規 掲 定 げ で る 改 規

2 (略)	2 (略) (削る) (削る)
・ は、次の各号に掲げるものとする。 第八条 法第十三条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更(共同経営に関する協定の内容の軽微な変更)	びなないだがした。。 路線等の名称の変更その他の共同経営計画の実施に実質的な影響を及 は、法第九条第一項各号に掲げる事項に係る変更のうち、協定地域一 は、法第十三条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更 (共同経営に関する協定の内容の軽微な変更)
三 (略) 三 (のに限る。)が道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十のに限る。)が道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十二 計画区域の存する市町村(地域公共交通計画を作成していないも 二 (略)	三 (略) 三 (1 計画区域の存する市町村(地域公共交通会議を組織している場合、計画区域の存する市町村(地域公共交通計画を作成していないも 二 (略)
第五条の区公	の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。合を含む。)の国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合第五条 法第十条第三項第三号(法第十三条第二項において準用する場(法第十条第三項第三号の国土交通省令で定めるもの)
改正前	改正後

都 市 \mathcal{O} 低 炭 素 化 \mathcal{O} 促 進 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 改 正

第 五 条 都 市 \mathcal{O} 低 炭 素 化 \mathcal{O} 促 進 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 平 ·成二十 兀 年 玉 土 交通 省 位 第 八 + 六号) \mathcal{O}

部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る規定 の傍線 を付 ľ た部分をこれに対応する改正 一後欄 に 掲げる規

定の傍線を付した部分のように改める。

「 に係る部分 号に掲げる事 三項の届出 三条第一項各	第十六条第 行規則第	法第 (略) (略) (略) 書類	別表第一(第十八条及び第十九条関係)	改正後
に係る部分がる事項三項の届出 三条各号に	第十六条第 行		別表第一(第十八条及び第十九条関係)	改
掲	一十版	書類	本関係)	前

附 則

施 行 期 日

1 \mathcal{O} 省 令 は 地 域 公 共 交 通 \mathcal{O} 活 性 化 及 び 再 生 に

関 す

る

法 律

等

 \mathcal{O}

部

を 改

正 す

る

法

律

 \mathcal{O}

施

行

 \mathcal{O}

日

令 和 五 年 + 月 日) か 5 施 行 す る。

道 路 運 送 法 施 行 規 則 \bigcirc 部 改 正 に 伴 う 経 過 措 置)

2

第

号

に

規定

す

る

運

営

協

議

会

は

第三

条

規

定

に

ょ

る

改

正

後

 \mathcal{O}

道

路

運

送

法

施

行

規

則

第

兀

条

第二

項

に

 \mathcal{O} 省 令 \mathcal{O} 施 行 \bigcirc 際 現 に 存 す る 第三 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 定 に ょ る 改 正 前 \mathcal{O} 道 路 運 送 法 施 行 規 則 第 五. + 条 \mathcal{O} 七

規 定 す る 地 域 公 共 交 通 会議とみ なす。